

佐東地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、佐東地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、佐東公民館に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地区内住民や地域内でまちづくりを行う団体が共通目標のもと、連携協力して、地域課題の解決等により、「幸せを感じ、住んでよかったと思える佐東地区」を目指したまちづくりを行うことを目的とする。

(区域)

第4条 協議会の区域は、佐東地区の範囲とする。

(構成員)

第5条 協議会は、佐東地区内に居住する住民及び佐東地区内においてまちづくりを行う団体等（以下「団体等」という。）を構成員とする。

2 協議会は、多くの団体等が参加を希望するよう普及啓発に努めるものとする。

3 団体等は、協議会への参加を希望するときは、第7条の理事会の審議により承認を得た場合において加入することができる。

(事業)

第6条 協議会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 地区内全体で実施することが望ましい事業及び地域課題解決を図る事業の企画、地区内調整、実施等に関すること。

(2) 実施事業の検証及び改善に関すること。

(3) 地区まちづくりの計画の策定に関すること。

(4) 地区内の住民の意思をまちづくりに適切に反映させること。

(5) まちづくりの担い手となる人材の育成に関すること。

(6) その他、協議会の目的達成のために必要な事業に関すること。

(組織)

第7条 協議会は、総会、理事会、企画部会及び部会をもって構成する。

2 協議会に事務局を置く。

3 協議会に監事を置く。

(役員の種類別)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

1 理事会役員（全員理事となる。）

(1) 会長 1名

(2) 副会長（理事区長） 1名

(3) 区長 3名

(4) 副区長（広域防災部 正副部長） 4名

(5) 事務長 1名

(6) 会計 1名

(7) 財産区代表	1名
(8) 専門部正副部長	12名
(9) 地区内組織代表（別表Ⅰ）	13名
2 監事	2名

（役員の設定）

第9条 役員はそれぞれ、総会の承認を得る。事務局に会長・事務長・会計をおく。

（役員の職務）

第10条 協議会の役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、協議会の運営に参画し、会務の執行にあたる。
- (4) 専門部部長は、専門部を代表し、部会事務を統括する。
- (5) 事務長は、協議会の運営及び活動に伴う事務を統括する。
- (6) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (7) 第8条(9)の地区内組織代表は、理事会や部会において、よりよいまちづくりについての意見を述べるなど、第3条の目的に沿った会務の執行にあたる。
- (8) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

（役員任期）

第11条 協議会の会長の任期は、原則1期2年とする。

- 2 協議会の副会長、全理事、監事は原則1年、事務長、会計は原則1期2年とする。
- 3 役員は、重任、再任されることができる。
- 4 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問）

第12条 協議会は、必要に応じて、理事会の承認を得て、顧問を置くことができる。

（総会の種別）

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

（総会の構成）

第14条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。代議員は理事会役員及び各専門部員・特別部員とする。

（総会の開催）

第15条 通常総会は毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めた場合。
 - (2) 代議員の2分の1以上の者から目的事項を示して請求があったとき。

（総会の招集）

第16条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の二週間前までに文書をもって通知しなければならない。

3 会長は、前条第2項第2号による請求があったときには、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第17条 総会は、代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、理事会役員の中から選出する。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、出席した代議員(委任状を含む)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第20条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画、予算、決算に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 役員承認に関すること。
- (4) 地区まちづくり計画に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第21条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 構成員は、通常総会及び臨時総会を傍聴して意見を述べるができる。

(理事会の構成)

第22条 理事会は、監事を除く役員をもって構成する。

(理事会の招集と議長)

第23条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となり、議事を整理する。

(理事会の審議事項)

第24条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) 総会に付議すべき事項のうち、総会を招集する時間的余裕がなく、特に緊急を要する事項。
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(企画部会の構成)

第25条 企画部会は、第8条の(1)から(3)、(4)の広域防災部部長、(5)、(7)、(8)の専門部部長までの役員で構成する。なお、顧問として議員、前区長を出席させることができる。

(企画部会の招集と議長)

第26条 企画部会は、会長が月1回を目途に招集し、必要な場合は都度招集することができる。

2 会長は、企画部会の議長となり、議事を整理する。

(企画部会の審議目的)

第27条 企画部会は、佐東地区まちづくり計画に関する組織、実行計画、予算等の広

範囲な内容について基本的な検討を行い、もってそれを推進すべく理事会等への企画提案等を行うことを目的とする。

(専門部会・特別部会(委員会を含む)の構成)

第28条 専門部会を協議会の組織に位置づける。また、代表である正副部長が理事として理事会に参画する。

専門部会

- (1) 福祉部 (2) 健康・体育部
(3) 環境部 (4) 交通安全・防犯部
(5) 教育・文化部 (6) 広報部

特別部会(委員会を含む)

- (1) 佐東広域防災部
(2) 生活支援車運行委員会

(専門部会・特別部会(委員会を含む)の役割)

第29条 専門部会は、第3条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を行う。

2 専門部会の具体的役割や部員の選出については別表Ⅱ①②とする。

3 特別部会(佐東広域防災部・生活支援車運行委員会)の目的及び役割、部員の選出については別表Ⅱ①②とする。

(経費)

第30条 協議会の経費は、地区並びに各種団体からの助成金、市交付金等及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第31条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第32条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 協議会は、構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第33条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

(委任)

第34条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

付 則

この規約は、平成27年12月25日より施行する。

平成29年4月23日一部改定

平成30年4月22日一部改定

令和2年4月19日一部改定

令和3年4月25日(第8条役員の種別、第9条役員の決定、第25条企画部員の構成、別表1)の一部を改定し同日より実施する。

別表 I

地区内組織代表（13名）
<ul style="list-style-type: none"> ・シニアクラブ代表 ・スポーツ少年団指導者代表 ・青年代表 ・農業委員会委員 ・交通指導員代表 ・大東交番連絡協議委員代表 ・大東地域安全推進委員代表 ・掛川市補導員代表 ・消防第5分団長 ・幼稚園PTA会長 ・小学校PTA会長 ・仲よし学校コーディネーター ・学園化コーディネーター

別表 II

① 専門部会・特別部（委員会を含む）の具体的役割

福祉部	高齢者が生きがいをもって生活できる場づくりをする。
健康・体育部	健康づくりへの参画意識をもち、健康寿命を伸ばすことができるようにする。
環境部	環境の悪化を防止し、美しい自然を保つことができるような環境美化意識を育てる。
交通安全・防犯部	安全安心で住みよい佐東のまちを維持向上させる活動に取り組む。
教育・文化部	学校地域が連携し、学び合うまちを育てると共に、地域みんなで文化のレベルを向上させる。
広報部	まちづくり協議会の活動や地域の情報について広く地区住民及び地域外にもPRする。

特別部（佐東広域防災部）

<p>佐東地区では、「自らの命は自ら守る。」「自らの地域は皆で守る。」ことを目的に、「自助」「共助」「公助」の相互連携を図り、災害による被害を最小限に食い止め、災害に強いまちづくりを進める。</p> <p>佐東広域防災部は各自主防災会との連携と調整を図り、地区全体の防災力の向上を図る。</p>

特別部（生活支援車運行委員会）

<p>車の運転ができず、毎日の生活の中で病院や買い物に行きたくても行けないような高齢者などの手助けをし、誰でも安心して暮らせる地域を目指して活動する。</p>

② 専門部部員・特別部員（委員会委員を含む）の選出方法

	役職名・委員名	高瀬区	小貫区	中方区	岩滑区
福祉部 (14人)	福祉委員	①	①	①	①
	日赤奉仕団	①	①	①	①
	民生委員	①	①	①	①
		①	①		
健康・体育部 (13人)	スポーツ推進委員	①	①	①	①
		①	①	①	①
		①			
	保健委員	①	①	①	①
交通安全・防犯部 (8人)	ブロック長等	①	①	①	①
	組長等	①	①	①	①
環境部 (9人)	環境保全委員	①	①	①	①
	クリーン推進委員	①			
	組長等	①	①	①	①
教育・文化部 (8人)	教育・文化活動推進委員	②	②	②	②
広報部 (8人)	広報活動推進委員（女性）	①	①	①	①
	ブロック長等	①	①	②	②

○内の数字は人数

特別部

佐東広域防災部 (28人)	副区長	①	①	①	①
	組長等	①	①	①	①
		①	①	①	①
		①	①	①	①
		①	①	①	②
		①	①	①	①
	日赤奉仕団等 (できれば女性)	①	①	①	①
①		①	①	①	

特別部（委員会を含む）

生活支援車運行 委員会 (15人)	委員長（会長）	①			
	副委員長（福祉部長）	①			
	事務局（事務長）	①			
	事務局（会計）	①			
	区長	①	①	①	①
	民生委員	②	②	①	①
	運転手代表	①			